



《会計・税務の知識》 源泉徴収・年末調整の税制改正

はじめに

3月31日に平成27年税制改正に関連する法律が成立しました。その中で、給与支給および年末調整事務に関する手続きの改正についてご案内します。提示を受けなければならない事項が追加されるため、従業員へ予め周知する必要があります。

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化(平成28年1月1日以降に支払われる給与から適用されます)

従業員である居住者本人が非居住者である親族を扶養親族とする場合には、親族関係書類と送金関係書類を提出または提示しなければならない。とされました。会計検査院が扶養控除の申告額300万円以上の納税者を調査したところ、その多くが、外国籍又は配偶者が外国籍であり国外扶養者が多いことが判明したという背景があります。

(1) 『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』

給与等を受けている居住者本人は、扶養親族の状況を『扶養控除等(異動)申告書』に記載して会社等に提出します。この申告書は、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために行う手続きです。その年の最初に給与の支払を受ける日の前日(就職後最初の給与の支払を受ける日の前日)までに提出します。

【平成27年度まで】

今までは申告のみで良いとされてきた事務手続きで、会社側も本人へのヒアリングや扶養控除申告書の記載を信じて給与計算・年末調整を行う事がほとんどでした。

【税制改正後】

非居住者の親族を扶養とする場合には、次の書類について提出又は提示を受けることが必要です。

	適用する控除	親族関係書類	送金関係書類
源泉徴収		○	-
年末調整	扶養控除等	-	○
	配偶者特別控除	○	○

この場合、親族関係書類を取得し準備する必要がありますので、対象者全員に予め説明しておく必要があります。

(2) 親族関係書類とは

親族関係書類は、以下のいずれかによります。

- ① 国又は地方公共団体が発行した書類(戸籍の附票の写しなどで親族であることを証するものと、その親族の旅券の写し)
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(親族であることを証するもので、親族の氏名、住所、生年月日の記載があるもの)

実務上は、②を提出されても外国語である為、各会社側で①のみにする事が考えられます。

***外国文章の場合は和訳が義務化されています。**

(3) 送金関係書類とは

送金関係書類は、以下の書類です。

- ① 金融機関が行う為替取引により、その親族へ向けた支払が明らかなもの
- ② クレジットカード発行会社等が交付したカード等で商品等(生活用品等)を購入した場合は、その親族がその商品を購入した事と、その金額を居住者本人から受領したことを明らかにする書類

よって、送金関係書類に関しても、記載事項の確認を注意して行う必要があります。また、この書類は年間を通して発行される書類である事から、予め居住者本人に連絡しておくと共に破棄しない様に注意を促す必要があります。

***外国文章の場合は和訳が義務化されています。**

最後に

本改正は、平成28年1月1日以降に支払われる給与から適用されます。給与支給・年末調整に絞って記載してありますが、確定申告や公的年金の源泉徴収においても同様の資料が必要になります。
(担当：池田)